しているので、その旨留意されたい。四十五条の四第一項に基づく「技術的な助言」として取り扱うことと以後は、別添において明示的に引用されない限り、地方自治法第二百償等に関する法律関係の通知・通達については、平成十二年四月一日に基づき適切に実施されたい。

③ 既に認定に必要な医学的諸資料が整備されている申請者に	し、重症者等の場合であって、医学的に見て実施し難い検査
生じた場合に行う検査	② 医学的検査の内容は、次に定めるところによること。ただ
残気量検査、心電図検査、血圧測定等認定のため必要を	施すること。
イ 必要に応じて行う検査	が明らかな場合を除き、原則として、申請者全員について実
ニ 喀痰顕微鏡検査(性状、量、細菌、エオジン細胞等)	(1) 医学的検査は、申請者が法に定める要件に該当しないこと
4) 赤血球沈降速度測定	2 認定の更新に必要な医学的検査
3) 血液像検査	ものであること。
2) 血色素検査	者の当該疾病についての所要の医学的検査結果等に基づき行う
白血球数	認定の更新の審査は、主治医の診断書に基づき、さらに申請
赤血球数	1 認定の更新の審査
1) 血球計算	第一 認定更新手続
(ウ) 血液検査	弟一章 旧第一種地域における旧指定疾病に係る認定更新関係
1) 胸部直接撮影	かする。
(イ) レントゲン検査	いる地域及び疾病をそれぞれ「旧第一種地域」及び「旧指定疾病」と
3) 気道抵抗	頃法施行令を「旧令」とそれぞれ略称する。また、旧令別表第一に掲
2) 一秒量	(昭和六十二年政令第三百六十八号)による改正前の公害健康被害補
1) 肺活量	ち)を「規則」と、公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令
(ア) 肺機能検査	康被害の補償等に関する法律施行規則(昭和四十九年総理府令第六十
る [°])	法律施行令(昭和四十九年政令第二百九十五号)を「令」と、公害健
る肺機能検査等実施できない場合は省略することができ	十八年法律第百十一号)を「法」と、公害健康被害の補償等に関する
ア 原則として全例について行う検査(寝たきり者等におけ	この通知においては、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四
すること。	公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準
項目があるときは、その状態に適する他の方法によって実施	71 添

-

又は旧指定疾病が誘因となり得る疾病若しくは状態	3 旧指定疾病に係る続発症の範囲	3
げ 旧指定疾病の進展過程に起こり得る疾病若しくは状態	であること。	•
J.	略し、既に行われた検査結果を用いても差し支えないもの	
は状態については続発症として取り扱われるものであるこ	においては、既に行われた同一の検査項目は必要に応じ省	
イ アの疾病又は状態以外であっても、以下のような疾病又	的検査(以下「見直し検査」という。)が実施された場合	
② 旧指定疾病の治療又は検査に関連した疫卵又に対節	る月の三月前以降に障害の程度の診査の際に実施する医学	
) 自分に減損のおぼくになたに引起したに見ては代盤(化化) 化杜多律 ごん 新聞 人名 一個人名 一個人名 一個人名 一個人名 一個人名 一個人名 一個人名 一	イ 更新検査に当たって認定の有効期間の満了する日の属す	
い思	ること。	
① 旧指定疾病の進展過程において当該旧指定疾病を原疾	日の属する月の三月前から実施することができるものであ	
○大気の汚染に係る旧四指定疾病の続発症の分類	ら、申請書の受理後においては認定の有効期間の満了する	
合の欠点をも補うように配慮したものであること。	月の三月前からすることができるものとされていることか	
の判断を尊重しつつ、続発症の範囲、名称を明示しない場	の規定に基づき当該認定の有効期間の満了する日の属する	
して示す疾病に限定する趣旨ではなく、あくまで主治医等	査」という。)は、認定の更新の申請が規則第八条第三項	
としたこと。これは、旧指定疾病の続発症を同表に事例と	ア 認定の更新の際に実施する医学的検査(以下「更新検	
に遭遇した事例について判断する場合の目安を設けること	(6) 医学的検査の実施時期等	
症を二群に分け、主治医や公害健康被害認定審査会が実際	とともに整理保存すること。	
ア 次表に示すように、大気汚染に係る旧四指定疾病の続発	(5) 医学的検査の結果は、申請者の認定更新申請書等関係資料	
害度の評価等に当たっての続発症の範囲	より行うこと。	
(2) 旧指定疾病に係る診療報酬の請求及び旧指定疾病に係る障	当と認められる病院等の施設を定め、これに委託することに	
であること。	いて、検査機能、立地条件、迅速効率的な実施等の点から適	
続発症としては、慢性肺性心、肺線維症等に限定されるもの	4) 医学的検査の実施は、公害健康被害認定審査会の意見を聴	
旧第一種地域の汚染に係る旧指定疾病の認定の更新に係る	の検査の一部又は全部を省略できるものであること。	
(1) 旧指定疾病の認定の更新に係る続発症の範囲	ついては、公害健康被害認定審査会の意見を聴いて、前記⑴	

は、病像の変化によって起こった旧指定疾病についての医師	第一種地域の指定解除後における認定の更新の審査におい
同条第二項に規定する認定疾病についての医師の診断書に	(2) 病像の変化があった場合の認定の更新
受けている療養の概要を記入できるものとすること。また、	いう。
概要には、病像の変化によって起こった旧指定疾病について	疾病を原疾患として二次的に他の旧指定疾病が起こることを
第一項第五号に規定する認定疾病について受けている療養の	(以下「認定疾病」という。)の進展過程において当該認定
認定の更新の審査の適正な実施に資するため、規則第八条	旧第一種地域に係る被認定者の当該認定に係る旧指定疾病
③ 病像の変化があった場合の申請書の記載事項	「病像の変化」とは、第一種地域の指定解除後において、
慢性気管支炎(病像の変化により、肺気しゅを併発)	(1) 病像の変化
に 変更)	4.病像の変化があった場合の取扱い
(例) ぜん息性気管支炎(病像の変化により、気管支ぜん息	ぜん息発作又はショック状態等
ること。	道過敏性テスト等に引き続き起こった重症気管支
名を公害医療手帳の認定疾病の名称の欄に併記するものとす	3) 診断確定のために行ったアレルゲンテストや気
要であることから、病像の変化によって起こった旧指定疾病	疾患、肝障害、腎障害等
この場合、被認定者の病状を的確に把握しておくことが重	を連用したときに起こったビタミン欠乏症、血液
لح. °لح	2) 慢性気管支炎等の治療のために長期間抗生物質
認定の更新は認定疾病名で行うことができるものとするこ	性潰瘍等
て起こった旧指定疾病の医学的関連性が認められる場合は、	ドホルモンを用いたときに発生又は悪化した消化
ていることが認められ、かつ、認定疾病と病像の変化によっ	(例)1) 気管支ぜん息等の治療のために長期間ステロイ
とする。)に変わっていること又は他の旧指定疾病を併発し	(H) 旧指定疾病の治療又は検査に関連した疾病又は状態
性肺性心、肺線維症等を含み、ぜん息性気管支炎を除くもの	潰瘍
は、認定の更新に係る続発症の範囲として認められている慢	2) 慢性肺気しゅや慢性気管支炎に関連した消化性
病(この「4 病像の変化があった場合の取扱い」において	流産、ヘルニア等
て、認定疾病の病像の変化により、認定疾病が他の旧指定疾	(例)1) 気管支ぜん息発作が基盤となったと考えられる

3) 章 事 変 の 平 西 基 隼 奏 の 頁 ヨ 、 用 吾	なごて 景寛 宁長 言が 主める 基準 (昭和四十九 年八 手二十一 ヨー
ىد»	る法律施行令第十条及び第二十条に規定する指定疾病の種類に
の管理区分に基づいて総合的に判定することとされたいこ	定める基準に該当するものは、「公害健康被害の補償等に関す
強さと持続期間及びぜん鳴の持続期間等の症状並びに主治医	令第十条及び第二十条の表に規定する各等級中、環境大臣が
管支ぜん息又は気管支ぜん息様の発作の頻度と程度、せきの	1 全般的な事項
見られ、肺気しゅがほとんど見られないことにかんがみ、気	昻二 心身の状態に関する障害度の評価
ては気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎が多く	
⑵ 児童補償手当用の障害度は、一五歳未満の被認定者にあっ	具体的には、個々の事例に即して個別に判断されたいこ
に基づいて総合的に判定することとされたいこと。	JLU°
及び心電図所見等の症状、検査所見並びに主治医の管理区分	ば本人が申請書を提出できる程度に病状が回復した日となる
搾救(1秒量/予測肺活量×100)、PaO₂(動脈血酸素分圧)	災害が引き続き発生するおそれがなくなった日、急病であれ
間、痰の量及び痰切れの容易さ、心肺機能検査所見としての	に戻った日をいい、例えば、地震等の災害であれば余震等の
息発作又はぜん息様発作の頻度と程度、せきと痰の持続期	的に見て、認定の更新の申請を行うことが可能な程度の状態
られないことにかんがみ、息切れ(呼吸困難)の程度、ぜん	(2) 法第八条の二第一項の「その理由のやんだ日」とは、客観
息、肺気しゅが多く見られ、ぜん息性気管支炎がほとんど見	ىخ.
は、四つの旧指定疾病のうち、慢性気管支炎、気管支ぜん	具体的には、個々の事例に即して個別に判断されたいこ
(1) 障害補償費用の障害度は、一五歳以上の被認定者にあって	困難な場合をいうこと。
2 障害度の評価基準についての全般的な考え方	病、出産等で、物理的に見て認定の更新の申請を行うことが
い い と い と	は、地震、風水害等の自然災害のほか、火災、交通事故、急
「管理区分」は、主治医の意見を十分聴いた上で判断された	(1) 法第八条の二第一項の「災害その他やむを得ない理由」と
るものでなければならないものであること。	5 認定の更新の申請に係る特例措置
⑵にあっては、「症状」)及び「管理区分」が当該等級に該当す	のとすること。
環境庁告示第四十七号)における「症状及び検査所見」(1-	の診断及び認定疾病との医学的関連性について記入できるも

評価基準表の項目、 用語

いた。 、	等のみに一~二回のせきと痰が出る程度のものは含まれな	を伴うか又は喀出が困難なせきがあるものを指し、起床時	「常に咳及び痰がでる」とは、毎日相当回数の痰の喀出	ウ せきと痰(障害補償費用のみ)	も考慮して障害度を評価すること。	ホルモン剤を使用していなければ起こり得る状態について	ン剤を使用中で、かつ、離脱できない場合には、副腎皮質	なお、ぜん息(ぜん息様)発作のために副腎皮質ホルモ	発作を指すものであること。	「軽症の発作」とは重症の発作に至らない程度の軽度の	し難く発作累積状態となるものを指すものであること。	となり、チアノーゼ、意識障害を伴う発作又は治療に反応	「重症の発作」とは、著明な呼吸困難を伴い、起座呼吸	のであること。	気管支炎等の患者に見られるぜん息発作様の発作を指すも	気管支ぜん息患者に見られる発作及びその他のぜん息性	イ ぜん息(ぜん息様)発作	じて問診する必要があること。	たきりの患者では運動をしないか、又はできないので注意	労作に伴う呼吸困難と同義と解釈してよいが、老人や寝	ア 息切れ (障害補償費用)	症状について
よいこと。	(イ))がない場合、次の三項目のうち二項目に該当すれば	「 V ₃ R、V ₁ のqRパターンがあれば確実であること。	準を参考にすること。	イ 心電図による右室肥大の判定には、次に示すWHOの基	ی لرج ۲	ること。予測肺活量はボールドウィンの式によって求める	ア 指数とは、(1 弥쪹\予涇潛莊쪹×100)をいうものであ	(2) 心肺機能検査所見について	る い い い	トル離れていても聞こえる程度以上のものを指すものであ	性状が、ゼイゼイ又はゼロゼロのぜん鳴で、二~三メー	オ ぜん鳴(児童補償手当用のみ)	すものであること。	「軽症の咳」とは、呼吸困難を伴わない程度のせきを指	呼吸困難を伴うものを指すものであること。	「重症の咳」とは、顔面を紅潮する程度の激しいせきで	エ せき(児童補償手当用のみ)	ては主治医が確認するものとすること。	一〇ミリリットル程度のものを指すものとし、痰量につい	の量が多い」とはほとんど毎日起床後一時間の痰量が三~	間の痰量が一〇ミリリットル以上程度のものを指し、「痰	「痰の量が非常に多い」とは、ほとんど毎日起床後一時

たときは、当該他の旧第一種地域の区域を管轄する都道府県知	域の区域内で過ごすことが常態となった者がその旨の届出をし	に住所を移した者又は一日のうち八時間以上を他の旧第一種地	旧第一種地域に係る被認定者は、他の旧第一種地域の区域内	旧第一種地域間の住所移動	その他	的な受診を要することを指すものであること。	も、経過観察、家庭療法の指示、検査、減感作療法等で定期	「医師の管理を必要とし」とは、対症療法は要しなくて	ものであること。	れている症状や検査所見も参考にしつつ、総合的に判断する	主治医による管理区分は、旧指定疾病について基準に含ま	(3) 主治医による管理区分について 2	な所見が認められる。)を使用すること。	ず、恒常的な所見(例えば、三か月以上にわたりそのよう	も発作時及び急性増悪時に一時的に悪化する所見をとら	エ 指数、PaO2 (動気血器無分圧)、心電図所見は、いずれ 1	と。第一	例えば P (mm) \ R II (mv) ≧ 2.5の式を使うものとするこ 第二章	ウ 心電図の肺性Pは、Ⅱ誘導のR高で補正すること。	3) 不完全右脚ブロック	2) R/S _{VI} >1	1) $R/S_{V5} < 1$
化症に一致すればこれを含めること。	せる骨所見に加えて、次の3に掲げる検査事項の結果が骨軟	ては、骨所見のみで確定できない場合でも、骨軟化症を疑わ	の所見が認められること。この場合、骨軟化症の所見につい	「生検等」という。)によって骨粗しょう症を伴う骨軟化症	(4) X線検査又は生検若しくは決定申請における剖検(以下)	(3) 尿細管障害が認められること。	(主として更年期以後の女性)に発現したこと。	(2) 次の(3)及び(4)の状態が先天性のものではなく、成年期以後	露歴があったこと。	(1) カドミウム濃厚汚染地域に居住し、カドミウムに対する暴	次の⑴から⑷までのすべての項目に該当すること。	1 イタイイタイ病の認定条件	あること。	該疾病についての所要の医学的検査結果等に基づき行うもので	認定の審査は、主治医の診断書に基づき、さらに申請者の当	認定の審査	認定手続	+ イタイイタイ病に係る認定関係	に、新たに届出者に公害医療手帳を交付するものとすること。	の交付に係る都道府県知事等に送付することに努めるととも	この場合において、届出書に添付された公害医療手帳を、そ	事の認定を受けたものとみなされるものであること

||考4 考3 (工) (ウ) (1) (\mathcal{P}) 考2 症状の有無と程度は前記諸検査の結果を総合して判 考1~※のついた検査は、二機関以上でクロスチェックを 実施する。 骨の生検等、腎機能検査等、必要に応じて適当な検査を その他必要と認められる検査 尿検査 所見:骨萎縮像、骨改変層又はその治癒像、骨変形等。 (原子吸光光度法) 必要に応じて行う検査(検査方法を付記すること) の申出に基づき、認定に際して行う医学的検査とし 検査方法以外の方法によって実施した場合には、実施 することも差し支えないこと。なお、括弧内に掲げた 又はより優れていると認められた検査方法により実施 定すること。 行うことを原則とすること。 尿中クレアチニン、カルシウム、リン等。 尿中カドミウム量 尿糖の定性及び定量(オルトトリジン法) 尿たんぱくの定性、定量及び尿中アミノ窒素の定量 として示したものであり、それらの方法と比べて同等 した検査方法を付記すること。 骨の生検等については、認定申請者又は決定申請者 括弧内に掲げた検査方法は、いずれも標準的な方法 ※(原則として一日尿について)

備 考 5	実は て、認施、認一
備考	うは
	た手法により行うこと。理組織学的検索の意義に関する研究」報告書に示され月二六日付けで送付した「骨軟化症の診断における病り難い場合又は骨の剖検を行う場合は、平成四年一一
	査に供すること。 査に供すること。 査に供すること。
(4) の検査の に ジャン (3) の の の の の の の に 、 学 の の に 、 認 の の に 、 の の の に の の に の に の に る い の の に ろ の の の の の の の の の の の の の の の の	食室幾年、立也を牛、つめを変めていた。これであっていた。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、
当して	当と認められる病院等の施設を定め、これこ委托することにいて「検査機能」立地条件「迅速効率的な実施等の点から適

第二 2 (1)(2)(1)(5)障害度の評価基準に関する全般的な注意 Ę は は 心身の状態に関する障害度の評価 する法律施行令第十条及び第二十条に規定する指定疾病の種 主治医による管理区分に基づいて障害度を評価されたいこ と腎障害の程度を別々に評価していずれか程度の高い障害と が同一時点で同程度に見られるとは限らないので、運動障害 については未だ完全に解明されていないが、腎障害と骨障害 動障害の指標として表し、腎障害の程度は多発性近位尿細管 異常を来すことが知られているので、イタイイタイ病の障害 常動作に支障を来すこと及び腎障害、特に多発性近位尿細管 機能異常症の程度で表すこととされていること。 の骨障害及び体動に伴う腰背痛、関節痛等により歩行等の日 障害度の評価基準についての全般的な考え方 もに整理保存すること。 イタイイタイ病の進展過程における腎障害と骨障害の関係 医学的検査の結果は、 イタイイタイ病の障害等級は「公害健康被害の補償等に関 イタイイタイ病においては、骨軟化症が見られ、骨変形等 歩行障害の程度を骨変形等の骨障害及び体動痛による運 運動障害と腎障害に大別して判定し、運動障害の程度 申請者の認定申請書等関係資料とと

より行うこと。

類に応じて環境庁長官が定める基準」(昭和四十九年八月三

 ア 原則として全例について行う検査	すること。	項目があるときは、その状態に適する他の方法によって実施	し、重症者等の場合であって、医学的に見て実施し難い検査	(2) 医学的検査の内容は、次に定めるところによること。ただ	施すること。	が明らかな場合を除き、原則として、申請者全員について実	(1) 医学的検査は、申請者が法に定める要件に該当しないこと	3 認定に必要な医学的検査	性砒素中毒症であるか否かの判断をすること。	症状が見られる場合には、その原因に関し総合的に検討し、慢	思われる皮膚症状の既往があり、かつ、長期にわたる気管支炎	なお、(1)に該当し、(2)のアを疑わせる所見又は砒素によると	められること。	既往があって、慢性砒素中毒を疑わせる多発性神経炎が認	ウ アを疑わせる所見又は砒素によると思われる皮膚症状の	イ 鼻粘膜瘢痕又は鼻中隔穿孔が認められること。	が認められること。	ア 皮膚に慢性砒素中毒に特徴的な色素異常及び角化の多発	(2) 次のいずれかに該当すること。	にわたる暴露歴を有したこと。	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(2にも該当するものであること)
(5)	L	当	63	(4)	Ø	5	(3)											1				

イ (エ)(ウ)(イ)(ア)	必要に応じて行う検査 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
(H) (F)	末 梢 神経系の電気生理学的検査とよう
(エ) (ウ)	胸部レントゲン検査呼吸機能検査
(井) (沩 (井)	腎機能検査 正規 に に に に に に に に に に に に に に に に に に
(ケ) (ク)	眼科的検査
(コ)	その他認定のため必要に応じて行う検査
い既に	ころをまたるころで、前日でに必要な医学的諸資料が整備されている申請者
の検査	の検査の一部又は全部を省略できるものであること。ついては、公害健康被害認定審査会の意見を聴いて、前記⑴
医受	医学的検査の実施は、公害健康被害認定審査会の意見を聴
当と図	当と認められる病院等の施設を定め、これに委託することにいて、検査機能、立地条件、迅速効率的な実施等の点から適
より行	より行うこと。
医受	医学的検査の結果は、申請者の認定申請書等関係資料とと

第二 1 (1)心身の状態に関する障害度の評価 瘢痕は、 ŧ じ。)であるが、慢性砒素中毒症の障害度を判定する際 あるので、慢性砒素中毒症の障害は、原則として皮膚障害と しょの角化症及び多発性神経炎は運動障害を起こす可能性が 度を判定することとされていること。 及び長期にわたる気管支炎症状(その原因を総合的に検討 障害度の評価基準についての全般的な考え方 管支炎症状は、旧第一種地域の大気の汚染に係る旧指定疾病 ること。認定要件に含まれている病変のうち長期にわたる気 色素異常、 該当する障害とみなすこととされていること。 学的な欠損であり、これに伴う障害がある場合には、 に支障を来すことは考え難いが、鼻中隔穿孔は明らかな解剖 の障害度の判定に準じて判定することとされていること。 末梢神経障害に大別して障害度を判定することとされてい もに整理保存すること。 認定要件に含まれている病変のうち、皮膚、特に手掌、足 慢性砒素中毒症の認定要件に含まれている病変は、 認定要件に含まれている病変のうち鼻中隔穿孔及び鼻粘膜 慢性砒素中毒症においては、皮膚の色素異常、角化症、 慢性砒素中毒によると認められるものに限る。以下同 原則として認定要件に含まれている病変による障害の程 それのみでは日常生活における活動能力や労働能力 角化症、 鼻中隔穿孔、鼻粘膜瘢痕、 多発性神経炎 三級に 皮膚の E

(2)

皨

(2)

管理区分は慢性砒素中毒症について行うものであること。

度のもので決められること。

2 (1)砒素中毒症で認定された患者については、ボーエン病、き、肺がん等と砒素との関連が濃厚と考えられるので 害 中隔穿孔、 を慢性砒素中毒によるものとみなして差し支えないとされてがん、肝脾症候群、肝硬変、肝がん、肺がん、尿路上皮がん られている場合には、これらが認められない場合よりも肝障 色素沈着、角化症に続発して起こり得ると考えられ、また、 されていないこと。しかし、ボーエン病、皮膚がんは皮膚の 炎症状のほか、ボーエン病、皮膚がん、 障害又は長期にわたる気管支炎症状のうち、 障害度の評価基準に関する全般的な注意 うこととされていること。 砒素中毒症の認定要件及び障害度の評価基準等の見直しを行 研究を行い、このような研究から得られる知見に基づき慢性 いること。 慢性砒素中毒に特徴的な皮膚病変や末 梢 神経障害等が認め 症以外の患者にも多く見られ、砒素との関連は完全には解明 エン病以下の認定要件に含まれていない病変は慢性砒素中毒 症状及び検査所見に基づく等級は、 ただし、内臓疾患等と砒素との関係については、 肺がん等が見られることが知られているが、 肺がん等と砒素との関連が濃厚と考えられるので、 鼻粘膜瘢痕、 多発性神経炎、 皮膚障害、 長期にわたる気管支 肝障害、 いずれか最も重 前記のボー 末梢神経 造血器障 今後更に 皮膚 慢性

第四章 第

認定手続

3 軽度の障害 中等度の障害 高 よって評価すること。 **きぇぅれるボーエン病、皮膚がん、肝脾症候群、肝硬変、肝炎症状等による障害のほかに慢性砒素中毒に関連しているとのイイ** なお がん、 度の障害 しかし、 慢性砒素中毒症に見られる知覚障害の程度は、 知覚障害の程度の判定基準 区分を定めて差し支えないものであること。 の角化症、多発性神経炎、 肺がん、尿路上皮がんに基づく障害も参酌しつつ管理 知覚障害の区分は主として知覚障害の見られる範囲に 慢性砒素中毒症で認定された患者については、 深部知覚も中等度に障害されること。関節に及ぶこと。 はぼ肩関類 深部知覚も高度に障害されること。幹の相当範囲にわたって存在すること。表在知覚の障害がほぼ対称的に四肢 ぶこと。 を た 存在し、 深部知覚も軽度に障害されること 末端に存在し、ほぼ肘関節、膝関節に及表在知覚の障害がほぼ対称的に主として四 に存在し、四肢末端より、ほぼ肩関節、股表在知覚の障害がほぼ対称的に主として四 鼻中隔穿孔、 長期にわたる気管支 次の基準に 反び体 皮膚

2

1

認定の審査 認定の審査は、

主治医の診断書に基づき、

さらに申請者の当

ること。 よるが、 水俣病に係る認定関係

知 〔覚障害の程度 (鈍麻 脱失等)も参考として判定す

脳

時

(1)該疾病についての所要の医学的検査結果等に基づき行うもので あること。 認定の要件 7 (ウ) (1) (7) 慮すべき事項は次のとおりであること。 害 戦 害 呈するものであること。 ことにより起こる神経系疾患であって、 後天性水俣病の判断条件 幹障害によると考えられる平衡機能障害も多く見られる 小脳性と考えられる運動失調であること。また小脳、 に口の周りまでも出現するものであること。 る症候は、 これらの症候と水俣病との関連を検討するに当たって考 兀 水俣病は、 症候であること。 両側性の求心性視野狭窄は、 げの感覚障害に併せてよく見られる症候は、 水俣病に見られる症候の組合せの中に共通して見られ 嗅覚障害、 眼球運動異常、 求心性視野狭窄、 |肢末端の感覚障害に始まり、 魚介類に蓄積された有機水銀を経口摂取する 四肢末端ほど強い両側性感覚障害であり、 精神症状等を来す例もあること。 聴力障害等を来すこと。 歩行障害、 比較的重要な症候と考え 構音障害、 運動失調、 次のような症候を また、 筋力低下、 平衡機能障 主として 味覚障

振

ーの言言言を、著名に公室に合くるそうのらビーン、リ	
きであること。	種類、量、摂取時期等)
個々の事例について暴露状況等を慎重に検討の上判断すべ	2) 有機水銀に汚染された魚介類の摂取状況(魚介類の
た、水俣病に見られる症候の組合せとも一致する場合は、	臍帯等における濃度)
と。なお、認定申請者の症候が他疾患の症候でもあり、ま	1)体内の有機水銀濃度(汚染当時の頭髪、血液、尿、
される場合には、水俣病の範囲に含まないものであるこ	الدري
た、認定申請者の症候が他疾患によるものと医学的に判断	するに当たっては、次の1)から4)までの事項に留意する
れる場合は、水俣病と判断することが妥当であること。ま	なお、認定申請者の有機水銀に対する暴露状況を判断
患の症候のほかに水俣病に見られる症候の組合せが認めら	⑦ 魚介類に蓄積された有機水銀に対する暴露歴
ウ 他疾患との鑑別を行うに当たっては、認定申請者に他疾	れるものであること。
るものと判断される場合であること。	は、通常、その者の症候は、水俣病の範囲に含めて考えら
の症候の組合せがあることから、有機水銀の影響によ	あって、次のイイに掲げる症候の組合せのあるものについて
4) 感覚障害があり、運動失調が疑われ、かつ、その他	する必要があるが、次の穴に掲げる暴露歴を有する者で
候が認められること。	たっては、高度の学識と豊富な経験に基づき総合的に検討
れ、かつ、中枢性障害を示す他の眼科又は耳鼻科の症	あると考えられるので、水俣病であることを判断するに当
3) 感覚障害があり、両側性の求心性視野狭窄が認めら	イ アに掲げた症候は、それぞれ単独では一般に非特異的で
J-J.	れる症候であること。
能障害あるいは両側性の求心性視野狭窄が認められる	の症候が見られる場合にはそれらの症候と併せて考慮さ
2) 感覚障害があり、運動失調が疑われ、かつ、平衡機	聴力障害、精神症状等の症候は、「の症候及び⑴又は⒄
لل ا	は) 筋力低下、振戦、眼球の滑動性追従運動異常、中枢性
1) 感覚障害があり、かつ、運動失調が認められるこ	障害を示す他の症候を伴うものであること。
(イ)次のいずれかに該当する症候の組合せ	(ゴ)歩行障害及び構音障害は、水俣病による場合には小脳
4 発病の時期及び経過	られること。

(2)7 小児水俣病の判断条件 断が困難であるが、それらの場合も暴露状況、 検も実施されなかった場合等は、水俣病であるか否かの判 疾患の経過及びその他の臨床医学的知見についての資料を 広く集めることとし、 小児水俣病の範囲について 小児水俣病とは、暴露を受けた母体からの有機水銀が胎 総合的な判断を行うこと。 既往歴 現

とするものであること。 することも困難であるので、両疾患を合わせて小児水俣病 ている可能性が大きく、また、両疾患の関与を厳密に解明 小児水俣病から成るものであるが、通常、両疾患は共存し 及び生後有機水銀を経口摂取することにより起こる後天性 盤を介して胎児に移行することにより起こる胎児性水俣病

小児水俣病の判断について

あって、「の2」に掲げる症候のいずれかに該当する者につ あること。 に、高度の学識に基づき総合的に検討の上判断する必要が 候と当該疾患との関連、他疾患との鑑別等を考えたとき 次の穴の1に掲げる疫学条件のいずれかを有する者で 小児水俣病は、その症候の把握の困難性、把握された症

のいずれかに該当する者にあっては、この限りでなく、総 るものであること。ただし、その場合であっても、次の分 いては、通常、その者の症候は小児水俣病の範囲に含まれ

1) 児が汚染時期に汚染地域に居住していたことが前提と 該児妊娠中の母親(以下「母親」という。)又は当該 疫学条件について 小児水俣病の疫学条件を判断するに当たっては、

当

合的に検討の上判断する必要があること。

なるものであること。 している等母親に濃厚な汚染があったと認められる が50ppmを超えるか又は母親が後天性水俣病にり患 母親の当該児妊娠中における毛髪中の総水銀濃度

と る等当該児に濃厚な汚染があったと認められるこ 臍帯のメチル水銀濃度が乾燥重量で1ppmを超え

こと。

2) 臨床症候について

であること。 に原因を求め難い脳障害の存在がその前提となるもの 小児水俣病の臨床症候を判断するに当たっては、他 知能障害があり、かつ、運動障害を前景とする

種々の程度の神経障害が認められること。 後天性水俣病の症候の組合せが認められること。

ただし、感覚障害は認められないことがあり得るも

のであること。

的重定	ア、水根量則定
失調、	イ 必要に応じて行う検査
野狭突	() 精密聴力検査
(1) 水伊	(イ) 精密眼底検査
1 障害 度	(7) 精密視野検査(ゴールドマン視野計による。)
第二 心身の	ア 原則として全例について行う検査
もに敕	すること。
(5) 医学	項目があるときは、その状態に適する他の方法によって実施
より行	し、重症者等の場合であって、医学的に見て実施し難い検査
当と認	(2) 医学的検査の内容は、次に定めるところによること。ただ
いて、	施すること。
(4) 医学	が明らかな場合を除き、原則として、申請者全員について実
の検査	(1) 医学的検査は、申請者が法に定める要件に該当しないこと
ついて	3 認定に必要な医学的検査
(3) 既に	合
杏	6) 症候のすべてを説明し得る他の原因が確認された場
(王)	5) 多発性奇形を伴う場合
	4) 症候が一側性の場合
(ウ)	3) 現在もなお症候が進行している場合
(H)	全く欠く場合
(3)	2) 知能障害が高度であるにもかかわらず、運動障害を
(2)	1) 当該児の出生が昭和四四年以降である場合
(1)	(1)

2

(ウ) (イ)
 (3) (2)
 (3) (2)
 (3) (2)
 (4)
 (4)
 (5)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)
 (7)

毛髪

頸部レントゲン撮影、脳脊髄液検査、末梢神経

査等、類似疾患の鑑別のために行う検査頸部レントゲン撮影、脳脊髄液検査、血液・尿の糖検

ついては、公害健康被害認定審査会の意見を聴いて、前記(1)既に認定に必要な医学的諸資料が整備されている申請者に

の検査の一部又は全部を省略できるものであること。

より行うこと。
3) おり行うこと。

もに整理保存すること。医学的検査の結果は、申請者の認定申請書等関係資料とと

心身の状態に関する障害度の評価基準

障害度の評価基準についての全般的な考え方

的重症の水俣病の患者においては、経過中に精神障害を示す失調、平衡障害、不随意運動等)等が特徴的であるが、比較野狭窄、聴力障害及び小脳症状(言語障害、歩行障害、運動⑴ 水俣病に見られる主要症状としては、知覚障害、求心性視

2																						
障害度の評価基準に関する全般的な注意	準に追加されることもあるものであること。	病変との関連性が相当明らかになれば、そのような病変を基	にも有機水銀と水俣病の障害度の評価基準に含まれなかった	し、将来実験医学による因果関係の解明のみならず、疫学的	含まれた病変のみによって水俣病の障害度を評価するものと	いないので、現時点においては水俣病の障害度の評価基準に	れらの神経系以外の臓器障害との関係は完全には解明されて	えるものではないかという報告もあるものの、有機水銀とこ	動物実験等により有機水銀は神経系以外の臓器にも影響を与	梢 神経障害による症状が見られることが特徴的であるが、	3 なお、水俣病は有機水銀中毒症であり、中枢神経及び末	れること。	に伴う心身の発育の遅延の程度に基づいて判定することとさ	をその基準に加え、その程度は脳性小児マヒの症状及びそれ	病に特有の障害についても評価し得るように先天性心身障害	すので、運動障害、感覚器障害、精神障害の外に胎児性水俣	児マヒの症状を示しつつも後天性水俣病と類似した症状を示	② 水俣病のうち胎児性(先天性)水俣病においては、脳性小	を総合的に評価することとされていること。	け、これらの障害と主治医による管理区分に基づいて障害度	害、聴力障害、知覚障害等の感覚器障害及び精神障害に分	患者もあるので、水俣病の障害は、運動障害、視力・視野障

(2)	三三	, <u> </u>		特		ĸ	(1)	3 陪	基 づ	水俣	Ļ	胎	の钽	俗
感覚障害	級	級	級	級		における	運動障害	障害度の	しょ	医病の甘	五五	児性	住度及び	6天性-
厚害	あること。 家事、軽労働等はほぼできるが、仕事の種類に	害があること。その他軽度~中等度の随意運動障できないこと。その他軽度~中等度の随意運動障できないこと。その他軽度の仕事でも人並みには言語やや不明りょう、独り歩きは可能、外出し	その他中等度~高度の随意運動障害があるころの他中等度~高度の随意運動障害があること。の周りの散歩くらいはできること。家やや不安定、身の回りの事は大体できること。家	他高度の随意運動障害があること。 外出不能及び身の回りの事もできないこと、その言語不明りょう、寝たきり、独り歩きは困難、	日常生活における具体例	動	各等級に相当す	の評価基準表の項目、用語	て障害度を評価されたいこと。	水俣病の基準を参考とし、これらの障害と主治医の管理区分に	五歳以上の胎児性水俣病の患者にあってはさらに後天性	水俣病においては、先天性心身障害の程度を中心と	程度及び管理区分に基づいて障害度を評価されたいこと。	後天性水俣病においては、運動障害、感覚器障害、精神障害

	ア こと。 ア ・	視野障害の程度は次の	視野障害の程度は次の基準を参考として評価する
		いずれか一眼の視力	いずれか一眼の視野狭窄
•	害高 度 の 障	ること。	○度以内に狭窄している ○度以内に狭窄している
	障中 害等 皮 の	こと。	こと。 つ度以内に狭窄している
-	害 軽 の 障	こと。	こと。 ちていずれかの経線上で四
	参考こして	見り視・野	見抒章客り呈まと平価するここ。測定ができない場合には、次の具体例を
		日常生活	石における具体例
	高度の障害	1 新聞は見出しも詰	かあり、仕事には従事できも読めないこと。
	中等度の暗)障害 すること。仕事に相当支障が 常まであること。日常生活で常	に相当支障があること。 日常生活で常に不自由を感か判読できるかできない程
	軽度の障害	事の種類により 新聞がようや	支障があること。仕く読めること。

軽度の障害 中等度の障害 高度の障害 高度障害 ウ 軽度の障害 中等度の障害 高度の障害 と。 と おける具体例から聴力障害の程度を評価すること。 の減退を考慮すること。 聴力障害の程度を判定するに当たっては、 知覚障害の程度は、 なお、聴力測定が不可能な場合は、 当支障があること。 三五~五五デシベル程度であること。 深部知覚にも高度の障害があること。体幹の相当範囲にわたって存在すること。表在知覚の障害がほぼ対称的に四肢及び とは く、会話に著しい支障を来すこと。耳元で大声で話しても言葉が分かりにく 六〇~七五デシベル程度であること。 八〇デシベル程度以上であること。 | 大声を出さないと会話に支障を来すこ| ~三メートル離れて会話をするときに 日常生活における具体例 次の基準を参考として評価するこ 聴力低下の程 次に示す日常生活に 廣 生理的な聴力 会話に相

1

聴力障害の程度は、 次の基準を参考として評価するこ

一級	級	特級	等級	害	I	判	囲		軽度障害	中等
能である である可解	とでほ語簡 。あぼ理単 る可解な こ能は言	とで若不 。 あ干能 る可又 こ能は	言語理解	害度を算定する	先天性心身障	判定すること。	によるが、	なお、知営	障害	中等度障害
あること。 で	るり以簡 こょ外単 とうはな 。 で不言 あ明語	とで不単不 。 あり い 話 町 り に 話 筒 こ う も 簡	発語	yること。	害の程	ے °	知覚障害の	知覚障害の区分	こ及ぶこまで の た ぶ こ た 端 に 、 の に た 端 に 、 の に と 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 の 、 の 、 の 、 の 、	障股□四 害関 肢表 が節 に在 あに 存知 る及 在覚
とろは ろうじでか がて	すよとろさ こくれうじ 。 ぼがてか	とれ自 。な分 いで こと	食 事		度は、次の		程度	は主とし	深存 の 部在 障 知し、 害 、 が	る こ た し、 で 四 版 が こ と 。 。 。 の 障 害 が
がやや不安 なり歩きは	る不能又に補困独 こ安ではよ助難り と定あ歩り具で歩 。でる行起使あき あが可立用りは	こ不は寝 と能り あ あ き 又	步行		判定基準を参考とし		(鈍麻脱失等)	て知覚障害	軽肘(*対 度関 称 の筋 的	深
とで八 。あ〇 こ下	とで六 °あ〇 る以 こ下	とで四 。 あ〇 こ下	知能指数		参考として		も参考とし	の見られる	障、 膝関 が あ る に 主 と し て	も中等度の
					て障		7	嵛		

含むものであり、裁判、協定等における給付等の名目、

損害の

てん補をした主体のいかんを問わないものであること。

和 輸血に た した 費 した 費 した 費 した 費 した 数 た の た 数 た の た 数 た の た 数 た の た 数 た の た 数 た の た 数 た た 数 た の た た 数 た の た 数 た た あ る な ら た た あ る の た た 数 た の の た た 数 た の 方 の た た 数 た の 方 の た た の 方 の 方 た の 方 の た の 方 の た の 方 の た の 方 の た の う の た の 方 の た の う の 方 の た の う の 方 の た め う の 方 の た の う の 方 の た の う の た の う の 方 の た の 方 の た の 方 の た の う の た の う の た の う の た の た の た の う の た の た の た の う の の の た の た の う の う の う の う の う の う の う の う の う の う の う の う の う の う の の の の の の の の の の の の の	1 療養の給付及び療養費 1 療養の給付 2 訪問看護の対象 2 訪問看護の対象 2 訪問看護の対象 3 移送等の意義 (1) 移送等の意義 (2) 支給対象者 (2) 支給対象者
---	--

こと。 じめ認定を受けた都道府県知事又は旧令第三条に定める市 院して入院治療を行う必要があると認めた者のうち、 域にある医療機関(以下「転院先医療機関」という。)に転 の例によるほか、旧第一種地域に係る旧指定疾病により現に 入院治療を受けている被認定者であって医師が空気清浄な地 (特別区を含む。以下同じ。)の長の承認を受けた者とする 転院先医療機関の所在地域 移送等に係る支給対象者は、健康保険の療養費の支給基準 あらか

(3)

必要に応じ当該区域に隣接する都府県の区域内であって空気 あっては、当該市の所在する都府県の区域内とする。)又は 都道府県知事の管轄する区域内(旧令第三条に定める市に 清浄と認められる地域とすること。 転院先医療機関の所在地域は、原則として(2)の承認を行う

(4) 県市区による承認

と 区は転院先医療機関の同意の有無を確認の上承認を行うこ させ、あらかじめ、承認を受けさせること。この場合、県市 先医療機関の所在地、名称を記した承認申請を県市区に提出 ついての現に入院している医療機関の主治医の同意書と転院 被認定者から、転院先医療機関への転院による入院治療に

移送費の支給額

(5)

移送等に係る支給額については、健康保険の療養費の支給

	害補償費の請求があったときは、法第十一条に基づき誕生日
· ·	つ、その者から法第二十五条に基づきその誕生日の前日に障
-	よる障害の程度が令第九条で定める障害の程度に該当し、か
	(2) 月の初日に生まれた被認定者に対しては、その指定疾病に
÷.	できること。
	するので、法第二十五条に基づき障害補償費を同日より請求
•	関する規定の解釈により一五歳の誕生日の前日に一五歳に達
	(1) 法による被認定者は、法第百四十二条による民法の期間に
	2 月の初日に生まれた被認定者に対する障害補償費の支給
	کر ۲
	は、その翌月分から障害補償費の支給が行われるものであるこ
	該一五歳に達した日の属する月において請求があった場合に
	日から障害補償費を請求することができることとなるので、当
2	年度の途中で一五歳に達した者については、一五歳に達した
-	1 支給の対象
· · ·	第三 障害補償費
	領収書等を添付させて請求させるものであること。
	移送等に係る療養費の支給に当たっては、療養費請求書に
	(6) 請求の手続
	ならないものであること。
•	往復とし、入院中に一時帰宅する場合等は移送費の対象とは
	なお、県市区が承認をした上記移送費は、一承認につき一
	基準の例により算定するものであること。

笛

4 3 は、 できる一の被認定者に係る併給の調整が行われる場合にあって 既に行われた同一の検査項目は必要に応じ省略し、既に行われ する月の三月前以降に更新検査が実施された場合においては、 ること。 ら一二月目の月)の三月前から実施することができるものであ の月又は前回障害の程度の診査を行った日の属する月の翌月か た検査結果を用いても差し支えないものであること。 (障害補償費の請求があった日の属する月の翌月から一二月目 見直し検査の実施時期等 併給の調整 見直し検査に当たって障害の程度の診査を必要とする日の属 見直し検査は、障害の程度の診査を必要とする日の属する月 の属する月から障害補償費を支給することとなること。 二以上の指定疾病に係る二以上の障害補償費を受けることが 一の障害補償費についてはその全額を支給し、その額が当

で支給するものであること。で支給するものであること。

該被認定者の障害補償標準給付基礎月額に達しないときは、こ

遺族補償費を受	得た額が各人に支給されるものであること。この場合、遺族補
3 後順位者への遺	その者にその全額が、二人以上であるときはその人数で除して
を放棄した場合、	一時金を受けることができる同順位の遺族が一人であるときは
遺族補償費又け	遺族補償費・遺族補償一時金の額は、遺族補償費・遺族補償
数で除した額を支	2 遺族補償費・遺族補償一時金の額等
されたときは、請	ی ج د
ら、請求を行わた	かについては、個々のケースにつき慎重に判断されたいこ
また、前記の想	して死亡したと認め得る場合が前記ア、イの他にあるかどう
額をそれぞれ追給	ウ 直接の死因が指定疾病によらない場合に、指定疾病に起因
(以下「請求者」	るものであること。
きは被認定者等の	ため死亡した場合は、指定疾病に起因して死亡したものとな
支給することとし	亡した場合や既にある他の疾病と指定疾病が同時に悪化した
れぞれに遺族補償	イ したがって指定疾病により続発症を起こし、これにより死
間において、他の	٥, ۲۲ ۲۹
下「被認定者等」	いると医学的常識をもって認められる場合を含むものである
ぞれ支給すること	の認められる場合に限らず、指定疾病がその死因に寄与して
遺族補償一時金を	が直接の原因となって死亡した場合、いわば、相当因果関係
の者から請求があ	ア 「指定疾病に起因して死亡した」という趣旨は、指定疾病
遺族補償一時金	聴いた上で決定するものであること。
یک °	うかは、次の点に留意して、公害健康被害認定審査会の意見を
を除いた同順位の	「指定疾病に起因して死亡した」という要件に該当するかど
を受けることがで	1 指定疾病に起因した死亡の要件
償費の支給を請求	弗四 遺族補償費・遺族補償一時金

笛

できる同順位の遺族とはならないので、その者 遺族補償費の支給 支給して差し支えない。 請求者に遺族補償一時金の全額をその請求者の ない旨の意思表示が書面(辞退届)をもってな の死亡後二年を経過した時点で請求を行った者 償一時金を同順位請求権者の総数で除した額を の同順位請求権者からも請求があったときはそ ととし、その後、被認定者又は認定死亡者(以 あった場合には、当該請求を行った一部の者に 金について、複数の同順位請求権者のうち一部 の遺族の数で除して得た額となるものであるこ 受けることができる遺族が遺族補償費が支給さ は遺族補償一時金について、先順位者が請求権 場合に、請求をしていない同順位請求権者か 給されたいこと。 」という。)に残額をその請求者の数で除した を同順位請求権者の総数で除した額をまずそれ 求しない者があるときは、その者は遺族補償費 | という。) が死亡したときから二年以内の期 次順位者は請求することができないこと。 他の同順位請求権者から請求がなかったと

 においては、被認定者等の収入が無くなることによって、
 イ 被認定者等と当該遺族とが互いに収入を有している場合
 んであること。
 いても被認定者等と別家計となる場合があることはもちろ
 等も同一家計に含まれるものであること。なお、同居して
 必要とするものではなく仕送りを受けて遊学している場合
 計であることを推定させるものであるが、必ずしも同居を
 遺族とが同一家計にあることが必要であり、同居は同一家
 ア 生計維持関係があるといえるためには被認定者等と当該
(2) 留意すべき事項
 であること。
 は、被認定者等によって生計を維持している者と解するもの
 水準を維持することが困難となるような関係が常態である者
 一部を営んでおり、被認定者等の収入が無ければ通常の生活
 被認定者等の収入によって日常の消費生活活動の全部又は
 (1) 基本的な考え方
遺族補償費、遺族補償一時金に係る生計維持
 SULL'S
 であった期間の満了するまでの間に限り、支給されるものであ
 支給されないこととなった先順位の遺族についての支給の限度
 ができるが、後順位者に支給する遺族補償費は、遺族補償費が
 があるときは、後順位者は、遺族補償費の支給を請求すること
 れないこととなった場合において、同順位者がなくて後順位者

5

Δ

していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」とし において死亡した被認定者と内縁関係にあった者を、「届出を て取り扱って差し支えないこと。 的内縁関係にある者の取扱い 届出による婚姻関係がその実体を全く失っていたとき、他方 遺族補償費、 と。 あること。 であっても生計維持関係があるものであること。 同一家計に属する者全員が通常の生活水準を維持すること 被認定者等の収入として扱って差し支えないものであるこ 合、さらに、本制度の補償給付を受けている場合にそれを 者から仕送りを受け、あるいは生活保護を受けている場 所得である必要はなく、被認定者等が家計を別にする他の 生活と被認定者等の家計収支とを比較して判断するもので 収入・家族構成等の事情が類似する一般人の標準的な消費 ることができないかどうかについては、当該地域における が困難となるときは、当該遺族個人が収入を得ている場合 被認定者等の収入は必ずしも被認定者等本人の資産又は 被認定者等の収入が無ければ、通常の生活水準を維持す 遺族補償一時金、 未支給の補償給付に係る重婚

庁通知、庁保発第一五号及び庁保険発第一三号に従って差し支立についての認定基準は、昭和五五年五月一六日付け社会保険また、届出による婚姻関係の実体の喪失及び、内縁関係の成

	第六 療養手当
	ないものであること。 合はそれぞれの児童補償手当は併給され、調整の問題は生じ
	V 1
1	2) 被認定者である児童を二人以上養育している者が、それぞ
第七	の取扱いとなるものであること。
	いについては、障害補償費の併給の調整(第三の4)と同様
	以上の児童補償手当を受けることができる者についての取扱
	⑴ 被認定者である児童について、二以上の指定疾病に係る二
	3 併給の調整
	ついては第三の3と同様の取扱いとなるものであること。
	障害の程度の診査の際に実施する医学的検査の実施時期等に
2	2 医学的検査の実施時期等
	であることが必要であること。
	認定者である児童の保護という目的に適合すると考えられる者
	養育していると認めることができ、その者に支給することが被
•	計を維持しているか否か等を考慮して、社会通念上被認定者を
i	者である児童と同居しているか否か、監護しているか否か、生
	している者であるが、養育者であるか否かについては、被認定
	児童補償手当の支給を受ける者は被認定者である児童を養育
	1 支給の対象
	第五 児童補償手当
1	えないこと。

は 医療機関からの請求明細書によって、これが確認できるとき ることができる書類は、医療機関等の証明書によられたいが、 日数及び同項第四号の療養を受けることを要した日数を証明す ウ ア 入院外の療養については、同一日に行った療養は、 であること。 イ 九条第一項第一号から第三号までの療養を受けることを要した 葬祭料 規則第三十五条の規定により添付しなければならない法第十 請求書に添付する書類の省略 が行われた日数により算定することとし、投薬日数によるも 支給の対象 算定すること。 のではないこと。 類及び回数にかかわらず一日として算定すること。 療養を受けた日数は、次の点に留意して算定されるべきもの 在宅治療(往診等)の日数も、入院外の療養の日数として 証明書の添付を省略することができること。 薬剤の支給については、実際に医療機関において調剤行為 その種

- 支給の対象

るものであること。 たいては第四の1と同様の取扱いとな

者であり、二以上の形式により葬祭が行われるときは、社会通葬祭を行う者は現実に葬祭を行い、又は葬祭を行おうとする

•	承認を受けた公害保建福祉事業について、郎道府県町事等
	内容及び条件を申請者に通知する。
	環境大臣は、申請に基づく当該事業を承認したときは、その
	3 納付金の納付請求等
-7	日までに提出すること。
(4)	加承認申請を行う場合には、別紙様式により毎年度一二月二五
÷	なお、承認後の事情の変更により、承認の内容を変更して追
, , ,	年度五月三一日までに行うこと。
	承認の申請については、環境大臣に対し、別紙様式により毎
(3)	2 事業の承認の申請
-	度の末日までに完了するものでなければならないこと。
(2)	承認の申請に係る公害保健福祉事業は、申請の日の属する年
	 事業の期間
#5	第一 全般的事項
1	第六章 公害保健福祉事業
74	ىل. م
	医療手帳に所要の訂正を行わなければならないものであるこ
(1)	ればならないものとされており、都道府県知事等は、その公害
1	氏名又は住所変更に係る届書には、公害医療手帳を添えなけ
第二、	1 氏名等の変更の届出
手续	第八 その他
祉	على على
は、	念上通常葬祭を行うと認められる者に支給されるものであるこ

手続を行うこと。手続を行うこと。

リハビリテーションに関する事業

1 大気系患者リハビリテーション

)する「 のであること。 日第一種地域に係る被認定者に対し、リハビリテーション 日第一種地域に係る被認定者に対し、リハビリテーション

(2)対象者

実施上の留意事項旧第一種地域に係る被認定者で、在宅療養者とすること。

面にも配慮して行うものとすること。 定者が帰宅後も自主的、計画的に継続実施し得るよう、指導本事業は、実施当日の被認定者に対する施術のほか、被認

事業の実施

ア 知識普及・訓練指導

実技指導を含めた指定疾病に関する知識の普及又は運動婦、理学療法士等により成るチームにより、機能回復のい近隣地域の適当な施設を利用し、医師、保健婦、看護
(ゲ) 本事業は、被認定者又は、その保護者等の集合しやす

	マカーションに係る運動療法を行うものとすること。 (ハ)本事業は、一日一会場当たり、おおむね二〇人を対象 たし、一グループ当たり、おおむね二〇人を対象 たし、一グループ当たり、おおむね二〇人を対象 たし、一グループ当たり、おおむね二〇人を対象 たし、一グループ当たり、おおむね二〇人を対象 たし、一グループ当たり、おおむね五〇人を単位として 行うものとすること。 (ハ)本事業は、一日一会場当たり、おおむね二〇人を対象 たし、一グループ当たり、おおむね五〇人を単位として 行うものとすること。 (ハ)本事業は、一日一会場当たり、おおむね五〇人を単位として 行うものとすること。 (ハ)本事業は、一日一会場当たり、おおむね五〇人を単位として たうものとすること。 (ハ)本事業への参加は、被認定者が通いやすい近隣地区の適当な施 なること。	療法等を行うものとすること。また、喫煙する被認定者
--	--	---------------------------

第二種地域に係る被認定者であって、身体に障害を生じた目的	テーションを行うことを目的とするものであること。者に対し、その社会復帰を図るために必要な医学的リハビリ第二種地域に係る被認定者であって、身体に障害を生じた	法とし、医学的リハビリテーションを行うため、医学的リハビリテーションの範囲は、理学療(2) 範囲 テーションを行うことを目的とするものである	しった。 復又は改善し、前記の目的を達成することがで	* 事業の実施	る市の長が実施するものであるが、適切な施設本事業は、都道府県知事又は法第四条第三項	ことができるものとすること。
とし、医学的リハビリテーションを行うため医学的リハビリテーションの範囲は、理学療範囲ーションを行うことを目的とするものであるに対し、その社会復帰を図るために必要な医	法とし、医学的リハビリテーションを行うため医学的リハビリテーションの範囲は、理学療範囲		ションを実施することにより、障害を生じた身第二種地域に係る被認定者であって、医学的	復又は改善し、前記の目的を達成することがでションを実施することにより、障害を生じた身第二種地域に係る被認定者であって、医学的	 事業の実施 すること。 第二種地域に係る被認定者であって、医学的 	る市の長が実施するものであるが、適切な施設ションを実施することにより、障害を生じた身れる者とすること。 事業の実施 第二種地域に係る被認定者であって、医学的
対象者とし、その社会復帰を図るために必要な医学的リハビリテーションの範囲は、理学療範囲とし、医学的リハビリテーションの範囲は、理学療範囲	対象者院を含むものとすること。 に、医学的リハビリテーションを行うため、医学的リハビリテーションの範囲は、理学療範囲	(3) 対象者			事業の実施	る市の長が実施するものであるが、適切な施設本事業は、都道府県知事又は法第四条第三項の事業の実施の実施のであること。
とができるものとすること。 とができるものとすること。 とができるものとすること。	範囲 したいできるものとすること。 ことができるものとすること。 を常い実施するものであるが、適切な施設 に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	ことができるものとすること。 ことができるものとすること。 ことができるものとすること。	 (4) 事業の実施 合にあっては、環境大臣の認める施設に委託し合にあっては、環境大臣の認める施設に委託し合にあっては、環境大臣の認める施設に委託し 	ことができるものとすること。 る市の長が実施するものであるが、適切な施設 本事業は、都道府県知事又は法第四条第三項	ことができるものとすること。	
識普及等機器整備事業 「ションを行うことを目的とするものであること。 「ションを行うことを目的とするものであること。 「ションを行うことを目的とするものであること。 「した」、電気に低る被認定者であって、医学的リハビリテーションの範囲は、理学療法及び作業療 範囲 「の長が実施することにより、障害を生じた身体の機能を回 ができるものとすること。 「なっては、環境大臣の認める施設に委託してこれを行う にあっては、環境大臣の認める施設に委託してこれを行う にあっては、環境大臣の認める施設に委託してこれを行う にあっては、環境大臣の認める施設に委託してこれを行う にあっては、環境大臣の認める施設に委託してこれを行う	空整備事業 こと。 こと。 しりテーションの範囲は、 に係る被認定者であって、 することにより、障害を生 することにより、障害を生 することにより、障害を生 することにより、障害を生 してあるが、適切	知識普及等機器整備事業 知識普及等機器整備事業 知識普及等機器整備事業	知識普及等機四て、「なる市の長が実施する。」できる、おっては、知識普及等機四できる、おっては、知られてきたができる。	知識普及等機器整備事業ことができるものとすること。通知である市の長が実施するものであるが、適切な施設に委託してとができるものとすること。	知識普及等機器整備事業ことができるものとすること。	知識普及等機器整備事業

				(1)	1									(0)			(0)					
のであること。	行い、健康の回復、保持及び増進を図ることを目的とするも	自然環境において保養させるとともに療養生活上の指導等を	旧第一種地域に係る被認定者を高原、海浜等空気の清浄な	(1) 目的	転地療養事業	転地療養に関する事業	施設に設置することができること。	ただし、適切な県市(区)立の施設がない場合はその他の	プールを含む。)等とすること。	市(区)立の病院、保健所、リハビリテーション施設(水泳	及び増進のための使用に資する適切な施設であって、当該県	し、設置の対象となる施設は、被認定者の健康の回復、保持	知識普及等機器は、法の実施主体である県市(区)が所有	(3) 機器の設置	助金算定基準に定めるものとすること。	整備の対象となる知識普及等機器は、公害保健福祉事業補	(2) 整備対象機器	備することを目的とするものであること。	機器及び装置(以下単に「知識普及等機器」という。)を整	及・訓練指導の効果の測定及び健康管理等のために使用する	を図るため、リハビリテーション事業の実施に必要な知識普	旧第一種地域に係る被認定者の健康の回復、保持及び増進

して実施するものにあっては、五泊六日以上の事業を承	
(ウ) 期間は、おおむね六泊七日とするが、この期間を短縮	
ىلى «	
情を勘案の上、適切な単位人員を承認の対象とするこ	
より難い特別の事情があるものにあっては、それらの事	
認定者が著しく少ない都道府県等であって、この基準に	
が、一組四〇人以上を承認の対象とすること。なお、被	
(イ) 人員は、おおむね五〇人を単位として行うこととする	
とすること。	
歳以上の者を対象とするものとに区分して実施するもの	
⑦ 本事業は、一五歳未満の者を対象とするものと、一五	
ア グループ別実施事業	
(3) 事業の実施	

(2)

対象者

旧第一種地域に係る被認定者を対象とすること。

(目)にもとり目すを)(1) 本事業は、医師及び看護婦による健康管理の下に療養知の対象とすること。)

第

い 画を 請加 へ 糸を面イ 指定施設利用事業

用し、被認定者の転地療養受入れを行うものとするこの 施設を指定し、当該施設の全部又は一部を一定期間専

6	ウ 被認定者の受入れは、一施設一日当たり、おおむね一 │
	適当な期間を選択して参加するものとすること。
亡	() 被認定者は、当該施設を専用している期間内で、各自
Z	とすること。
24	め定められた計画に沿い、療養指導等を実施するもの
	等事業実施体制を整備の上、被認定者ごとにあらかじ
(3)	4) 当該施設においては、医師、看護婦、指導員の配置
淮	上行うものとすること。
	六泊七日を標準とする。)を聴取し、それらを調整の
(2)	施県市において、被認定者各人の希望期間(連続する
۲ ۲	3) 当該施設における療養受入れに当たっては、事業実
锢	すること。
た	2) 専用期間は、一施設当たりおおむね一か月を標準と
	おおむね一〇人以上とすること。
(1)	エ 施設における被認定者の収容能力は、一日当たり
2 楼	する施設であること。
	ハビリテーションの指導等を行うに適した機能を有
	ウ 宿舎利用に適した機能を有するほか、療養指導リ
	急時の応急措置等)が図れること。
	イ 近隣地域に医療機関が所在し、その提携利用(緊
	ア、空気清浄の地にある施設であること。
	定するものとすること。
	1) 施設の指定に当たっては、以下の条件を考慮して選

こと。 こと。

○人とすること。

がい、いたい、いたい、あらかじめ定められた計画に基

療養生活上の指導、リハビリテーションの指導等を行うづき、医師、保健婦、指導員等による健康管理のほか、

ものとすること。

2 機器整備事業

目的

う。)を整備することを目的とするものであること。理等のために使用する機器及び装置(以下単に「機器」といを図るため、転地療養活動、転地療養活動の測定及び健康管旧第一種地域に係る被認定者の健康の回復、保持及び増進

整備刀対象上なる幾器な、公害呆建富址事業など整備対象機器

準に定めるものとすること。

機器の設置

転地療養施設等とすること。る適切な施設であって、当該県市(区)立の病院、保健所、対象となる施設は、被認定者の転地療養のための使用に資す機器は、法の実施主体である県市(区)が所有し、設置の

> 拖殳こ殳置することができること。

の施設に設置することができること。

- 1 加 浩 器	ラー 空学沿著材の支糸を受いた君に一 当該名気清着核を支約	
使用し、	条件を付するものとすること。	
ア 加湿器(空気清浄機の支給を実施するに当たっては、対象者に次の	
を付するも	(5) 空気清浄機の管理	
加湿器の	ウ 同一家屋内に、他に受給者がいないこと。	
(3) 加湿器の	イ 障害補償給付の特級又は一級に該当する者であること。	
イ障害補業	す。)であること。	
す。)であ	ア 在宅療養者(一時的な治療のための入院は在宅とみな	
ア在宅療	本事業の対象者は、次の条件に該当するものとすること。	
(2) 対象者	(4) 対象者	
とするもの	ルター交換等を行うものとすること。	
加湿器を支援	当該空気清浄機の性能の維持のため、必要がある場合にフィ	
被認定者	空気清浄機を支給した後、二年を経過したものについて、	
(1) 目 的	③ 空気清浄機のフィルター交換等	
2 加湿器の支援	物の除去に著しい効果のあるものとすること。	
は、当該空気	空気清浄機は、浮遊粉塵を除去し、硫黄酸化物、窒素酸化	
なくなった	(2) 空気清浄機の性能	
空気清浄	果の促進を図ることを目的とするものであること。	
(6) 空気清浄	して室内の空気を清浄にさせる空気清浄機を支給し、治療効	
の負担と	在宅療養者であって、症状の程度から必要度の高い者に対	
イ空気清	(1) 目的	
ځ	1 空気清浄機の支給	1
の目的に	第四 療養に必要な用具の支給に関する事業	宠

加湿器の支給
 加湿器の支給
 加湿器の支給

加

とするものであること。 加湿器を支給することにより、症状の回復を図ることを目的加湿器を支給することにより、症状の回復を図ることを目的

す。)であること。アー在宅療養者(一時的な治療のための入院は在宅とみな

イ 障害補償給付の特級又は一級に該当する者であること。

加湿器の管理

付するものとすること。加湿器の支給を実施するに当たっては、対象者に次の条件

使用し、又は処分してはならないこと。アー加湿器の支給を受けた者は、支給の目的に反して不正に

イ 加湿器の維持、管理に要する費用は、自己の負担とする

(4) 特殊寝台の管理	イ 障害補償給付の特級又は一級に該当する者であること。	な治療のための入院は在宅とみなす。)であること。	ア第二種地域に係る被認定者であって在宅療養者(一時的	らないこと。	本事業の対象者は、次の条件に該当するものでなければな	(3) 対象者	あること。	及び内部の湿気の放出等についても十分配慮されたもので	ウ マットレスは、長期間の連続使用に耐え得るほか、保温	イ 必要に応じ安全棚を取り付けられるものであること。	きる性能を有するものであること。	ア 寝台の頭部又は脚部がそれぞれ個々に傾斜角度を調節で	いいい。 、	特殊寝台の性能は次の条件を備えたものでなければならな	(2) 特殊寝台の性能	するものであること。	の利便を図り、もって、福祉の増進に寄与することを目的と	とができない者に対して、特殊寝台を支給し、その日常生活	第二種地域に係る被認定者のうち、日常生活の用を足すこ	(1) 目的	3 特殊寝台の支給	الدلر»	
ね年間二回訪問指導することを基準とするものであること。	む。)、町の管内に在宅している被認定者を対象とし、おおむ	③ 旧第一種地域又は第二種地域の所在する市(特別区を含	2) 訪問指導は、保健婦等により行うものとすること。	のについては特に重点的に行うものとすること。	るが、その症状の程度に応じて、訪問指導の必要度の高いも	⑴ 訪問指導は、被認定者のいる全家庭について行うこととす	2 訪問指導の実施	図ることを目的とするものであること。	等を行うほか、家庭療養手引書等を支給し、病状回復の促進を	被認定者に対し、家庭を訪問し、日常生活の指導、保健指導	1 目的	第五 家庭における療養の指導に関する事業	当該特殊寝台を返還しなければならないこと。	くなったとき(その状態が一時的である場合を除く。)は、	特殊寝台の支給を受けた者が(3の対象者の条件に該当しな	(5) 特殊寝台の返還	負担とすること。	イ 特殊寝台の取付け、維持、管理に要する費用は、自己の	的に反して不正に使用し、又は処分してはならないこと。	ア 特殊寝台の支給を受けた者は、当該特殊寝台を支給の目	件を付するものとすること。	特殊寝台の支給を実施するに当たっては、対象者に次の条	

	6	治		5	+-		4	(2)	(0)	(1)		3
都道府県知事又は法第四条第三項の政令で定める市の長は、	関係機関との協調	漏らしてはならないこと。	訪問指導に当たる者は、職務上知り得た被訪問家庭の秘密を	秘密の保持	ために記録を保存するものとすること。	訪問指導の連続性を保つとともに、事後の指導の参考とする	訪問指導の記録	(3) その他必要な事項	(2) 保健指導に関すること。	(1) 日常生活指導に関すること。	訪問指導の内容は、次の事項とすること。	訪問指導の内容

し、効果的指導が行えるよう配慮しなければならないこと。本事業の実施に際し保健所等関係機関との連絡、協調を緊密に

第		号
年	月	日

環境大臣 殿

都道府県知事

政令市(区)長 印

年度公害保健福祉事業の承認(変更承認)申請について

年度において、別紙のとおり公害保健福祉事業を行いたいので、公害 健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第46条第2項の規定に基づ き、関係書類を添えて承認を申請します。

別 紙

公害保健福祉事業計画(別紙1-1、1-2、2のとおり)

別紙1-1

年度公害保健福祉事業総括表

[区分 旧第一種地域]

県市区名

[四刀 田舟 裡地場				不中区	•	
種目	事業内容	対象経 定額	費支出予	基	隼	額
		単 価	金額	単 価	金	額
1 リハビリテー ション事業		円	円	円		円
ンヨン事業 (1) 知識普及・ 訓練指導						
ア 知 識 普 及・訓練指	開催会場数 会場 (延参加人数 人)	-		-		
導事業(水 泳訓練教室						
を除く。) イ 水泳訓練 教室の事業	〔延訓練日数 日〕 〔延訓練人数 人〕					
(2) 1泊2日のリハビリテー						
ション ア 15歳未満	グループ数 グループ ┌訓練日数 日 〕					
	〔訓練日数 日〕 〔延訓練人数 人〕 事業実施前打合会・後					
	検討会 開催回数 回					
イ 15歳以上	グループ数 グループ 〔訓練日数 日〕 〔 延訓練人数 人〕				-	
	玉型 - 100					
(3) 指定施設利	開催回数 回 延利用人数 人					
用健康回復事 業 (4) 知識普及等	(施設数 施設)				-	
(4) 加載自及寺 機器整備 ア 指導用教	品目及び台数	-				
材 イ 視聴覚機	品目及び台数				1. A.A.	
器 ウ 救急医療 機器	品目及び台数					
機 応 エ 効果測定 機器	品目及び台数					-
	小計					
2 転地療養事業 (1) 転地療養事	開催回数回					
業計画策定打 合会						
(2) グループ別 実施事業 ア 15歳未満						
│ <i>「</i> 13 咸木満	 グループ数 グループ 」 <u>療</u> 養日数 日┐					
	し延療養人数 人」 事業実施前打合会・後					
1	1		1.0	•		I

イ 15歳以上	検討会 開催回数 グループ数 グ 〔療養日数 〔延療養人数 事業実施前打合	回 ループ 日 人 谷		
(3) 指定施設利用事業	検討会 開催回数	回		
(4) 1 % ED ## /#:	施設数 (延療養人数 事業実施前打合: 検討会 開催回数	施設 人) 会・後 回		
 (4) 機器整備 ア 活動機器 イ 効果測定 装置 	品目及び台数 品目及び台数			<u>!</u>
ウ 救急医療 機器	品目及び台数			
	小	計		
3 療養用具支給 事業				
(1) 空気清浄機 支給	購入台数	台		
 (2) 空気清浄機 フィルター交 換等 (3) 加湿器支給 	交換台数 内(フィルター 一交換 一再生修理 購入台数	台 台 台台	•	
	小	計		
4 家庭療養指導 事業	家庭訪問被認定者カード保管庫購	X		
	小	計		

(注) 1 対象経費支出予定額の単価欄には、対象経費支出予定額を事業内容欄に記 載されている事業量(()内を除く。)で割り戻した金額を記入すること。

2 変更承認申請の場合には、変更承認を求める事業の事業量のみに関して、 本表(甲)を作成するとともに、別に当該県市の全事業について、変更後の 計数を、変更前の計数の上部に、朱書き、カッコ書きにより並記した本表 (乙)を作成し添付すること。 別紙1-2

年度公害保健福祉事業総括表

[区分 第二種地域]					県市国	<u>X</u>
種目	事業内	容	対象経費支出予 定額		基	単 額
			単 価	金額	単 価	金額
1 リハビリテー ション事業	入院患者延日数	日	,円	円	円	円
	(入院患者人数	人)				
	小	計				
2 療養用具支給 事業	購入台数	台				
(特殊寝台支給)						
and the second sec	小	計				
3 家庭療養指導	家庭訪問被認定	者延数			-	
事業	カード保管庫購	入台数 台		. *	in.	
	小	計				
合	計					

(注) 1 対象経費支出予定額の単価欄には、対象経費支出予定額を事業内容欄に記 載されている事業量(())内を除く。)で割り戻した金額を記入すること。

2 変更承認申請の場合には、変更承認を求める事業の事業量のみに関して、 本表(甲)を作成するとともに、別に当該県市の全事業について、変更後の 計数を、変更前の計数の上部に、朱書き、カッコ書きにより並記した本表 (乙)を作成し添付すること。 別紙2

年度公害保健福祉事業計画

事業)

県市(区)

- 1 目 的
- 2 実施時期
- 3 実施場所
- 4 事業内容
- (1) 事業内容
 - (2) 事業量及びその算定基礎
 - (3) 対象経費支出予定額及びその算定基礎
- 5 その他
- 注1 本表は、別紙1-1及び1-2の種目欄の小種目ごと((1)(2)等の種目ごと) にそれぞれ別様とし作成すること。

ただし、1リハビリテーション事業の(4)知識普及等機器整備及び2転地療養 事業の(4)機器整備については、品目ごとに、1リハビリテーション事業の(2)1 泊2日のリハビリテーション及び2転地療養事業の(2)グループ別実施事業につ いては、15歳未満、15歳以上の各対象ごとにそれぞれ別様として作成すること。 (A列4版縦長)

- 2 事業内容は、事業の実施内容を詳細に記入すること(機器の場合は、品名、 その定格等も記入すること。)。なお、必要に応じ別紙として関係資料を添付す ること。
- 3 事業量及びその算定基礎については、現存の認定患者数との関連、及び過去の事業実績との関連等が分かるよう、算式等も使用して詳細に記入すること。
- 4 対象経費支出予定額及びその算定基礎は、県市区における予算資料や過去の 実績等を参考にして小種目ごとに記入するものであること。

なお、対象経費支出予算額の記入に当たって、種目ごとの総額に1,000円未満 の端数がある場合においては、当該額を切り捨てた額を記入すること。

5 変更承認申請の場合は、変更承認を求める事業のみについて本表を作成し、 上記4の(2)及び(3)に関しては、所要の各欄について、上記に変更前の計数を朱 書き、カッコ書きにより記入し、中段に追加変更後の計数を記入し、下段に変 更承認を求める計数を記入すること。